

## 砂防技術研究会 共同研究(第2回)実施要領

### 1. 共同研究の目的

研究者と実務者が共同して研究に取り組むことにより、研究の進展と行政課題の解決の両面において着実な成果を得ることを共同研究の目的とする。

### 2. 砂防技術研究会の機能

研究の全体的な方向性、実施内容の調整を行なう。研究成果の内容(行政課題との関係、技術的客観性等)の確認等を行なう。さらに、広く意見等を求め共同研究の実施方法等の改善を行なう。

### 3. 研究期間

原則3年以下(第2回の場合:平成19~21年度内)とする。

### 4. 研究参加資格

共同研究者の代表は、砂防学会員であることを必須とし、共同研究者は、大学、高専等に所属する研究者とする。

現地調査・実験等の研究活動には各参加者の関係する学生の参加を認める(ただし参加研究者には含めない。また、参加学生は学生傷害保険に加入させることとする)。

### 5. 1課題当たりの研究者数

1つの共同研究特定テーマに参加する研究者は、6名以内を原則とする。応募多数の場合は、砂防技術研究会により選考を行なうが、必要に応じて対象フィールドを複数に分けて同一課題を複数グループで実施することもあり得る。

### 6. 費用の負担等

研究に必要な国土交通省が持つデータは、研究者からの要請により国土交通省より提供し、個別実施事項に関わる研究実施費用は原則、各研究者の負担とする。

#### ○ 国土交通省が負担する経費詳細

- 旅 費 :打合せ旅費、現地調査旅費、報告会費
- 現地調査経費 :学生等の旅費、移動用の車両経費、現地調査用消耗品費 等
- 会 議 費 :会場借り上げ費
- 報告諸経費 :消耗品費、印刷製本費

○ (個別事項の運用ルール)

1. 現地調査および現地実験

国土交通省が負担し、取得するデータの管理責任は国土交通省が持つ

1. 現地調査および現地実験に要する旅費(打合せ含む)  
・国土交通省負担とする(具体的には、代表地方整備局が砂防学会と共同研究契約を結び負担する)。

2. 現地に仮設する施設等の経費  
・国土交通省が負担する。

3. 計測等に関わる経費(計測器等の調達、計測用の消耗品など)  
・各担当研究者が負担する(但し、国土交通省は所有する機器等の貸与を行う)。

2. 実験・解析

個々の解析、実験に要する経費は、原則として各担当研究者が負担する。

3. 全体の総括、報告等に要する経費

国土交通省で負担する。ただし、個別の研究発表に関するものは各自で負担する。経費の詳細については、年度毎に調整する。

4. 会議等の経費

個別の研究会合等に必要な旅費等は各研究者が負担する。

7. 成果の公表

1. 成果の公表は共同で行なう。

2. 成果については、砂防技術研究会の活動の一環として、砂防技術研究会を通じて発表する。

3. 成果の公表に関連して、行政側は国土交通省技術研究会等の場で発表するとともに、学会発表の場等にも継続的に参加する。